


【重複障害者世帯の減免に必要なもの】

 で囲んだ箇所が読み取れる写真またはPDFを添付してください。  
それ以外の部分は隠していただいても構いません。

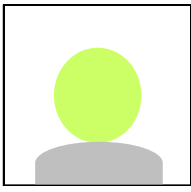

(減免対象資格)

○次の2つ以上に該当する方がいる世帯(同一の方が2つ以上に該当する場合のみ)。



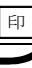
- ・中程度の知的障害(療育手帳B1又はB2程度)と判定されている方
- ・身体障害者手帳に障害の級別が3級と記載されている方
- ・精神障害者保健福祉手帳に障害の級別が2級と記載されている方

【療育手帳】

<紙形式の手帳の場合>

<b>療育手帳</b>		
神奈川県 第 ***** 号		
交付年月日 平成 年 月 日		
再交付年月日 平成 年 月 日		
氏名		
年 月 日生		
障害の程度 *		
旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額 第 * 種		神奈川県 

判定機関	
次の判定年月	
本人住所	
保護者氏名	続柄
保護者住所	
判定年月日	

記載事項変更欄		
変更	記載のある場合のみ 提出してください	
住所		
氏名		
変更		
住所		
氏名		
変更	本人・保護者 年 月 日	
住所		
氏名		

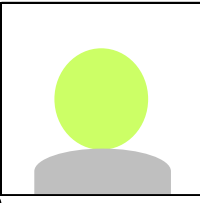
<カード形式の手帳の場合>

	<b>療育手帳</b>	
	神奈川県 第123456号	
交付年月日 平成30年4月1日		
再交付年月日 令和3年11月1日		
氏名 神奈川 太郎		
生年月日 平成17年4月1日		
住所 神奈川県福祉子どもみらい町1234 県庁マンション1234		
保護者氏名 神奈川 花子	続柄 母	
住所 神奈川県福祉子どもみらい町1234 県庁マンション1234		神奈川県 
障害の程度 A1	次の判定年月 令和4年4月	
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第1種		

【備考】
判定機関 ○○児童福祉所 判定年月日 令和2年3月16日
記載のある場合のみ 提出してください
<small>(注) 住所や氏名が変わったときは、すぐに変更の届を出してください。</small>

【身体障害者手帳】

＜紙形式の手帳の場合＞


<b>身体障害者手帳</b> 神奈川県 第 ***** 号 平成 年 月 日交付 身体障害者等級表 による級別 * 級 旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額 第 * 種		
氏名 ( 年 月 日生)	神奈川県	

障 害 名

本人の欄		
現住所	転入年月日	福祉事務所長 又は町村長印

保護者の欄			
氏名	続柄	保護者とな った年月日	福祉事務所長 又は町村長印
記載のある場合のみ 提出してください			
現住所			
現住所			
現住所			
現住所			

＜カード形式の手帳の場合＞

	身体障害者手帳 神奈川県 第123456号 交付年月日 令和元年4月1日 再交付年月日 令和3年11月1日 氏名 神奈川 太郎 生年月日 平成元年4月1日 住所 神奈川県福祉子ども市みらい町1234 県庁マンション1234	神奈川県 印
	保護者氏名 神奈川 花子 続柄 母 住所 神奈川県福祉子ども市みらい町1234 県庁マンション1234 身体障害者等級表による級別 3級 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第1種	

【障害名・備考】

両上肢機能の軽度の障害 6級 / 体幹機能障害 5級 (再認定：令和4年4月)

記載のある場合のみ  
 提出してください

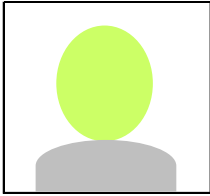
(注) 住所や氏名が変わったときは、すぐに変更の届を出してください。

# 【精神障害者保健福祉手帳】

＜紙形式の手帳の場合＞

氏名	
住所	
	(更新)
交付日	(更新)
有効期限	(更新)
障害等級	*級
手帳番号	*****号 神奈川県

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律  
第45条の保健福祉手帳



＜カード形式の手帳の場合＞

	<b>障害者手帳</b> 氏名 神奈川 太郎 住所 神奈川県福祉子ども市みらい町1234 県庁マンション1234 生年月日 平成元年4月1日 障害等級 2級 手帳番号 12345号
交付日	令和3年 12月31日
有効期限	令和5年 12月31日
更新後の有効期限は裏面に記載しています	
	神奈川県 印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳

有効期限の更新 (更新) 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
(更新) 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (更新) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

備考

**記載のある場合のみ  
提出してください**

注1) 後開や廃止が戻ったときは、すぐに変更の届を出してください。  
注2) 更新の手帳は、有効期限の3ヶ月前から所轄庁の機関窓口で行うことができます。